主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人柴田久雄の上告趣意のうち、憲法二一条違反をいう点は、公職選挙法一三 八条一項の規定が憲法二一条に違反するものでないことは、当裁判所の判例(昭和 四三年(あ)第二二六五号同四四年四月二三日大法廷判決・刑集二三巻四号二三五 頁)とするところであつて、所論は理由がないことが明らかであり、その余の点は、 事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらな い。

よつて、同法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。 昭和五七年一〇月七日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	谷		正	孝
裁判官	ব	藤	重	光
裁判官	藤	崎	萬	里
裁判官	中	村	治	朗